

第4期江差町地域福祉計画

（平成29年度～平成33年度）

平成29年3月

（平成30年10月改訂）

江 差 町

【 目 次 】

■第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と目的	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1. 計画策定の背景		
2. 「地域福祉」とは		
3. 「地域福祉計画」とは		
4. 「自助」「共助」「互助」「公助」の役割		
第2節 計画の位置づけ	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 1
第3節 計画の期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 3

■第2章 町の概況

第1節 人口・世帯の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 4
1. 人口構成の状況		
2. 世帯構成の推移		
第2節 支援が必要な人たちの状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 5
1. 高齢者の状況		
2. 障がい者の状況		
3. 子どもの状況		
4. 生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯の状況		
第3節 地域資源の状況	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 0
1. 福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況		
2. 福祉活動に関わる人的資源の状況		

■第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 4
第2節 計画の基本目標	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 5
第3節 計画の体系	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 6

■第4章 取り組みと役割分担

第1節 利用しやすい“仕組みづくり”	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 27
1. 情報提供の充実		
2. 相談支援の充実		
第2節 安全・安心な“基盤づくり”	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 35
1. 福祉サービスの充実		
2. いのちを守る支援の充実		
第3節 気軽に参加できる“環境づくり”	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 49
1. 学ぶ機会の充実		
2. 地域での参加機会の充実		

■第5章 計画の推進に向けて

第1節 協働による計画の推進	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 57
1. 住民の役割		
2. 地域の組織・団体の役割		
3. 福祉サービス事業者の役割		
4. 社会福祉協議会の役割		
5. 行政の役割		
第2節 行政による計画の推進	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 58
第3節 計画の進行管理	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 59

※年度（年）の表記について

改元が行われたときは、本計画に記載している「平成」の元号を用いた年度（年）の表記は、それぞれに対応する元号を用いた年度（年）を表すものとします。

■第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と目的

1. 計画策定の背景

人口の減少と少子高齢化の急速な進展、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模の縮小化の中で、家族で支え合う機能が弱くなっています。

また、一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろん高齢者などの孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、貧困の拡大など、さまざまな課題があります。住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが難しくなっています。

江差町においても、このような地域社会の変化に対応していくため、地域住民をはじめ、ボランティアや各種団体、行政などがお互いに連携・協力して地域の活性化をめざしていく方向へと福祉のあり方を変えていかなければならなくなっています。

江差町では、「だれもが 幸福を感じて暮らせる 地域づくり」の実現に向けて、平成24年度から平成28年度を計画期間とする「第3期江差町地域福祉計画」を策定しました。

第3期計画においては、「ともに支え合う地域づくり」「生きがいのある地域づくり」「安心して暮らせる地域づくり」の3本の柱を立て、それぞれの取り組みを推進してきました。

計画策定後から、国では災害対策基本法の改正、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策推進法、成年後見制度利用促進法の施行、「地域包括ケアシステム」を構築するための介護保険制度の大幅な改正、障害者総合支援法の施行、障害者差別解消法の施行、子ども・子育て支援新制度の本格実施等、福祉に関する法令や支援制度も大きく変化しつつあります。

このような動きも踏まえながら、江差町においても、高齢化や核家族化がさらに進むことも予想され、高齢者、障がい者、子育て世帯など、支援を必要としている町民だれもが住み慣れた地域で、安心して自立した生活がおくれるよう、地域全体で支える仕組みをつくり、地域福祉施策を推進するための基本的な方向性を示すため、「第4期江差町地域福祉計画」を策定しました。

国の地域福祉計画に関する状況	
平成12年	「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ 法律の改正により「地域福祉の推進」と「地域福祉計画」の策定が明文化
平成14年	社会保障審議会 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方」
平成19年	厚生労働省技術的助言「要援護者支援の在り方」
平成22年	厚生労働省通知 「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について（高齢者等の孤立の防止や所在不明問題等への対応について）」
平成23年	3月11日 東日本大震災発生
平成24年	厚生労働省通知 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等」（孤立死の防止対策等について） 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 「社会保障制度改革推進法」（社会保障・税の一体改革大綱の決定）
平成25年	「障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正）」 「生活困窮者自立支援法」 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
平成26年	厚生労働省通知 「生活困窮者自立支援方策について計画に盛り込む事項」 「医療介護総合確保推進法」
平成27年	「子ども・子育て支援新制度」の導入
平成28年	厚生労働省通知 「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」 「社会福祉法人の『地域における公益的な取組について』」 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」 「災害対策基本法の一部改正」
平成29年	「新しい（介護予防・日常生活支援）総合事業」の実施 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正」公布 地域力強化検討会（国の方向性） ・地域での困りごとを地域で発見・解決できるような“地域力の強化” ・複合的な課題に対応していくため“包括的な支援”の推進
平成30年	「改正社会福祉法」施行

2. 「地域福祉」とは

地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所などが行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出し、ていくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（中略）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■「地域福祉の推進」が「社会福祉の増進」のための方法の一つとして明記されています。

■「地域福祉」＝「福祉サービスの利用者の利益の保護」＋「地域における社会福祉」

～ 相互に協力・連携を図りながら、地域福祉を推進 ～

「地域住民」

＋

「社会福祉を目的とする事業を営む者」

＋

「社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティア等）」

＋

「公的機関」

＋

「社会福祉法人」

【改正社会福祉法】

平成29年6月、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、社会福祉法の一部改正が行われました。（平成30年4月1日施行）

市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）の他、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（1）地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項

- ① 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ② 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ③ 地域住民等に対する研修の実施

（2）地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項

- ① 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- ② 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- ③ 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- ④ 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

（3）生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項

- ① 支援関係機関によるチーム支援
- ② 協働の中核を担う機能
- ③ 支援に関する協議及び検討の場
- ④ 支援を必要とする者の早期把握
- ⑤ 地域住民等との連携

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第107条（市町村地域福祉計画）

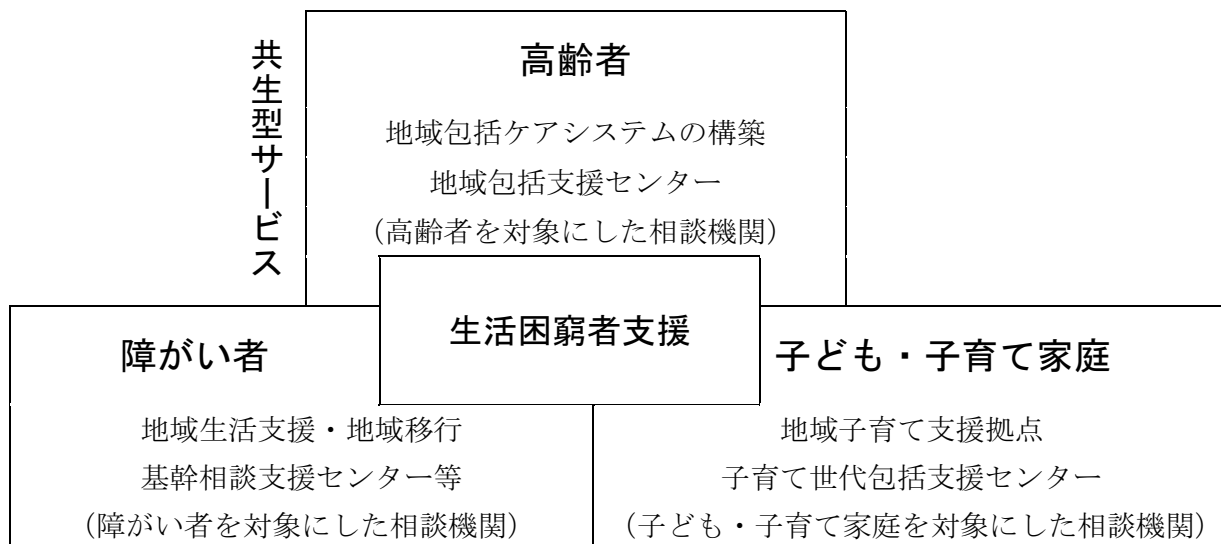
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （１）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （２）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （３）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （４）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （５）前条第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２ 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３ 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）



地域づくりの3つの方向性「互いに影響し合い、『我が事』の意識を醸成」

- （１）「自分の家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
- （２）「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- （３）「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

（国：地域力強化検討会）

この他、地域福祉に関連する事項として、生活困窮者自立支援法（平成２７年４月施行）の地域福祉計画への反映、重要な担い手である地区民生委員・児童委員の活動環境の整備を推進することとしています。

また、平成２８年４月に成立した「成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）」では、市町村は「成年後見制度利用促進計画」の策定が努力義務化されました。

■福祉分野の「上位計画」としての位置付け

現状は、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法令等が異なっていますが、これらに共通する事項を「市町村地域福祉計画」に盛り込むことで関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の「上位計画」として位置付けることで、制度の縦割りではない「包括的な支援」を推進することが求められています。

■共通して取り組むべき事項

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、子ども・子育て支援その他の福祉に関し、**共通して取り組むべき事項**として、様々な課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を視野に入れた、福祉以外の分野（まちおこし、防犯・防災、社会教育等）との連携をはじめ、制度の狭間の問題への対応のあり方、生活困窮者など各分野横断的に関係する相談等に対応できる体制などが盛り込まれました。

１．高齢者福祉・介護保険制度の動き

平成２４年４月に施行された介護保険法改正で、“団塊の世代”が７５歳以上となる平成３７年を目途に、「地域包括ケア」に関する規定の創設や複合型サービスの創設等を行ったほか、「日常生活圏域ニーズ調査」や「地域ケア会議」の実施等が推進されました。

平成２７年度から始まった第６期介護保険事業計画は、「介護予防・日常生活支援総合事業」が開始されました。

同事業は、高齢者やその支援に関わる方を対象とした「一般介護予防事業」と要支援認定者等を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」で構成されるものであり、地域の実情に応じた町独自基準によるサービスや住民主体によるサービスの提供が可能になりました。

平成３０年３月に策定された第７期介護保険事業計画は、現制度に沿って進められた地域包括ケア体制を確立し、具体化させていくための重要な計画とされています。

地域福祉について町民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域づくり、人づくり」（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念）を踏まえ、全ての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいがづくり等も含めた保健福祉の総合的な推進に取り組んでいます。

2. 障がい者制度の動き

平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、目的規定の見直し（共生社会実現の規定等）や、障がい者の定義の見直し（発達障がいの規定等）が定められるとともに、制度や慣行などにおける社会的な障壁を取り除くための配慮が求められています。

平成24年10月には、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行され、市町村においては虐待の早期発見と防止に努める責務があるとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

平成25年4月には、従来の「障害者自立支援法」に代わる法律として、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行され、地域社会における共生や社会的障壁の除去を目的とする基本理念を掲げています。

さらに、平成28年5月に成立した同法の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

このほか、平成25年6月には「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」の改正（平成28年4月一部施行）や、平成25年6月「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の成立（平成28年4月施行）など、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町では、平成30年3月に「第5期江差町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障害者総合支援法と児童福祉法により厚生労働大臣が定める「基本指針」に基づき、障がい者（児）福祉の総合的な推進に取り組んでいます。

3. 子育て支援制度の動き

平成24年8月、「子ども・子育て支援法」が施行され、この法律を含む「子ども・子育て関連3法」に基づいて、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実などを主な内容とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートしました。

本町においては、平成27年3月に策定した「江差町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、これまでの子育て支援施策の取組を踏まえ、本町で生まれ育つ全ての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取組の充実に向けて、様々な施策を推進しています。

平成22年4月、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成28年2月、同法に基づく新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。その中では、全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が自立・活躍できる社会の実現を目指すことを目標として、支援施策の基本的な方針が定められています。

また、「子どもの貧困」が問題視される中、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

4. 生活困窮者自立支援制度の動き

生活保護費の受給に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労準備や就労への支援、家計についての相談支援といった、これまで十分に福祉分野で行えていない支援を加え、地域で工夫しながら解決につなげていく仕組みを構築し、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

5. 自殺（自死）対策の動き

日本の年間自死者数は、平成22年以降7年連続で減少し、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、平成28年では2.2万人にまで減少してきています。

しかし、依然として自死者数は年間2万人を超えており、人口10万人当たりの自死者数（自殺死亡率）は、主要先進7か国の中では最も高くなっています。

自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させるよう地域レベルの実践的な取組を中心とするものへと、転換を図っていくことが必要とのことから、平成29年に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されることとなりました。本町においては、平成28年に改正された「自殺対策基本」に基づき、「新たな自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえた「市町村自殺対策計画」の策定に向けた取組を推進することとしています。

6. 地域福祉に関する北海道の動き

北海道では、平成30年3月に「北海道地域福祉支援計画」を策定し、「安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現」をめざす姿とし、地域福祉の総合的な推進に取り組んでいます。

この計画では、地域福祉に関連する様々な法律や制度の改正、災害時に備えた地域支援体制の構築といった課題への対応をはじめ、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、その人らしく安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、地域住民をはじめ、様々な福祉の担い手が共に支え合いながら取り組んでいくことを、地域福祉推進の基本的な考え方としています。

北海道地域福祉支援計画

めざす姿	安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現
計画期間	平成30年度～平成35年度（6年間）
施策の柱	1. 地域福祉を支える【人づくり】 2. 支え合いの【仕組み（基盤）づくり】 3. 暮らしやすい【地域づくり】

3. 「地域福祉計画」とは

地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」についての行動指針となるものです。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき「地域での支え合い、助け合いによる地域福祉」を推進していくことを目的として、以下の事項を一体的に定める計画です。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障がいのある方の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

「江差町地域福祉計画」では、“地域での支え合い”や“助け合い”による福祉に関する取り組みを示します。地域福祉活動は、“住民の理解”と“協力”を求めながら進めるもので、住民の主体的な参画を“期待”し、行政機関等は、それらの地域福祉活動を支援していく体制を構築することが必要となります。住民一人ひとりの“役割”や、地域において取り組むこと、行政機関等がどのような“支援”を行っていくのかを明記し、「自助」「共助」「公助」の“視点”で整理することができます。

■地域福祉の領域イメージ (社会福祉法第107条より)	高齢者福祉	障害者福祉	児童福祉
・福祉サービスの適切利用の促進 ・社会福祉事業の健全な発達 ・地域福祉活動への住民参加の促進等	共通して取り組むべき事項 例) 制度の狭間の問題、生活困窮、子どもの貧困 権利擁護、虐待防止 など		

「不幸ゼロ」のまちづくりの実現に向けて

誰にとっても望まない要因の「ゼロ化」を目指して

(1) 自殺者ゼロ	(2) 孤立死・孤独死ゼロ
(3) 交通事故死ゼロ	(4) 介護待機者ゼロ
(5) 児童虐待ゼロ	(6) 児童・生徒のいじめ被害ゼロ
(7) 子どもの貧困ゼロ	(8) 待機児童ゼロ
(9) 不妊治療困難者ゼロ	

4. 「自助」「共助」「互助」「公助」の役割

地域福祉活動を進めるにあたっては、“公的な福祉サービス”が整備されるだけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）の重要度が、ますます高まっています。

江差町は、公的な制度による福祉サービスの整備や、“自助・共助”を支援していくこと（公助）により、地域と“協働”しながら「地域福祉活動」を進めていきます。

福祉に関する支援を必要としている人に対し、きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、隣近所に住む人たちや友人などの身近な人間関係のなかでの“支え合い・助け合い（互助）の力”が今でも変わらず、欠かせないことです。

【 地域福祉の向上に向けた4つの考え方 】

【自助】日常生活において、自分でできる範囲のことは自分で行い、町民一人ひとりが豊かな生活を送るために努力すること。

【互助】近隣の人との日頃の声かけや見守りをはじめ、ボランティアやNPO、住民組織での活動など、住民同士の助け合い、支え合い活動。

自 助

自分でできることは自分でする

互 助

地域などで互いに支え合う

共 助

社会保障制度等を活用する

公 助

行政などの公的サービスを受ける

【共助】介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保障制度やサービスを受ける。

【公助】公的サービスの提供、住民活動への支援、人権擁護に関する取組や虐待防止等、行政施策として行うべきもの。

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住んでいる地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

この「地域包括ケアシステム」のなかで定義されている「自助」「互助」「共助」「公助」は、費用負担のあり方で区分しており、「公助」が税による公の負担であるのに対し、「共助」は、介護保険などの社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけられています。

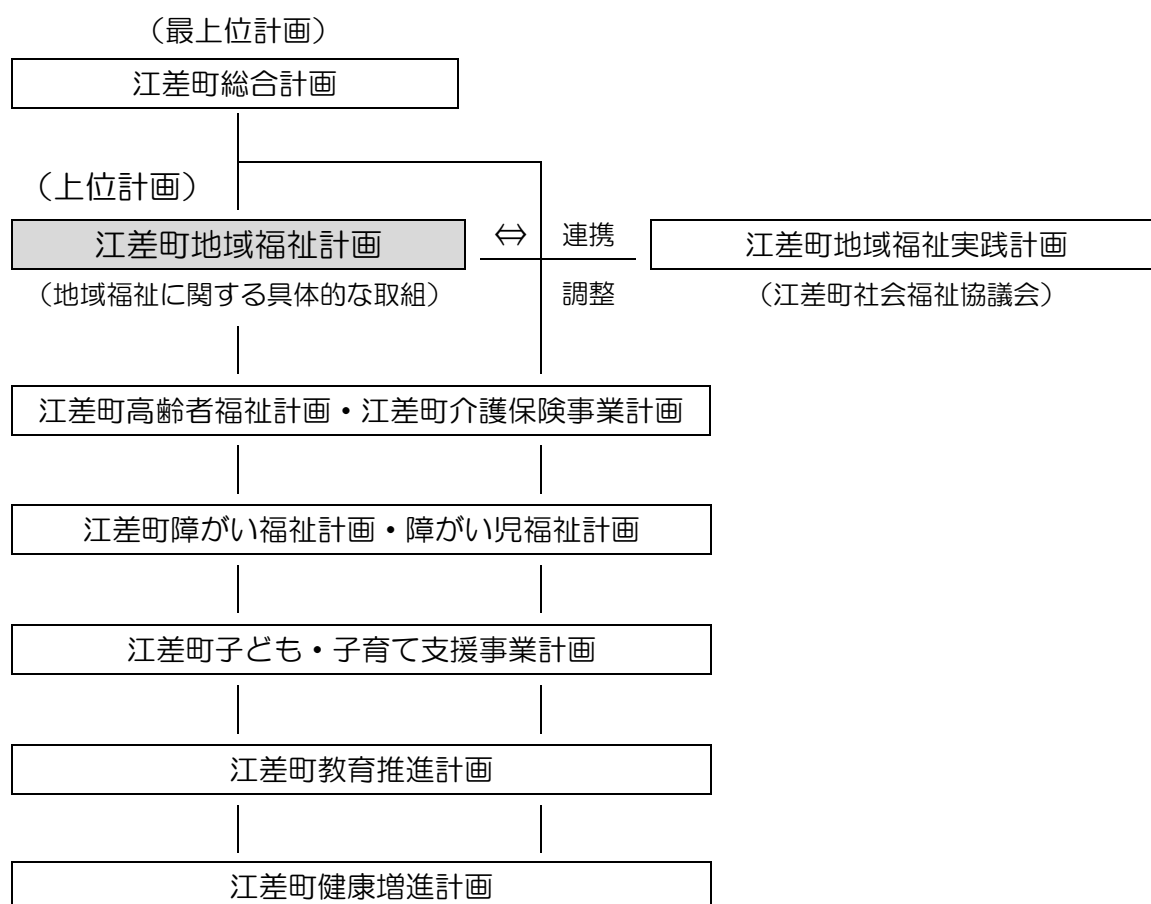
一方、本計画での“4つの助け”は、上記に示すとおり、それぞれの助けの担い手やその立場による区分を基本的な考え方としました。

第2節 計画の位置づけ

「江差町地域福祉計画」は、第5次総合計画を最上位計画とし、これまでに策定された「高齢者福祉計画」「介護保険事業計画」「健康増進計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「教育推進計画」を横断的につなぐとともに、関連する計画の中でも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

「地域福祉計画」は、既存の各分野別の計画のように対象者が限定されるものではなく、全ての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための上位計画と位置づけられます。

「地域福祉“実践”計画」は、社会福祉協議会が策定するもので「地域福祉計画」と連携し、社会福祉協議会を中心に民間ですすめる地域福祉活動についての“具体的な事業”や“取り組み”を示す計画となります。



※「地域福祉実践計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営業者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画となります。

1. 「地域包括ケアシステム」の推進と「地域福祉計画」の関連性

高齢化率が27%以上と今後のわが国の超高齢化社会においては、全国的に平成37年までに、75歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれ、本町においても同様の傾向であります。今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加や、それにより疾病による入院のリスクの高まりによる入院需要の増大が想定されます。

高齢者等が自宅をはじめとした在宅で暮らし続けられるよう、医療を在宅に届けられる仕組みづくりが重要と考えられます。

しかしながら、医療だけでは在宅で暮らし続けることはできず「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」の5つの要素が包括的に、切れ目なく提供できるような環境整備が必要と考えられています。

国においては、こうした状況の中で、平成23年度の介護保険法改正により「地域包括ケアシステム」という考え方が打ち出され、中学校区程度を念頭に、おおむね30分以内に駆けつけられる日常生活圏域において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

さらに、本町においては行政機関として、地域福祉の推進を含めた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、各担当部署それぞれの適切な役割分担により、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として

- (1) 地域福祉に関する住民啓発を図るための「意識づくり」
- (2) 地域における人材育成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」
- (3) 「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種とともに、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」

を3つの視点として「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築を目指します。

2. 「地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」とともに、地域福祉の推進を図ることを目的とする市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践（活動）計画」があります。

本町において「地域福祉計画」を策定し、町社会福祉協議会において「地域福祉実践計画」を策定していることから両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

第3節 計画の期間

「第4期江差町地域福祉計画」の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第5次総合計画								第6次総合計画			
第3期 地域福祉計画					第4期 地域福祉計画					第5期	
第5期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画			第6期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画			第7期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画			第8期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画		
第3期 障がい福祉計画			第4期 障がい福祉計画			第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画		
次世代育成支援 対策地域行動計画			第1期 子ども・子育て支援事業計画					第2期 子ども・子育て支援事業計画			
→			教育推進計画					→			
健康増進計画											

【個別計画（行政計画）】

□第7期江差町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）

根拠法令：老人福祉法、介護保険法

□江差町健康増進計画（平成28～37年度）

根拠法令：健康増進法

□第5期江差町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（平成30～32年度）

根拠法令：障害者総合支援法、児童福祉法

□第1期子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）

根拠法令：子ども・子育て支援法

■第2章 町の概況

第1節 人口・世帯の状況

江差町の総人口は、平成12年から平成29年の17年間で3,049人減少しました。

年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は415人増加しているのに対し、0歳から14歳までの年少人口は786人と一貫して減少しました。その結果、高齢者人口の総人口に占める割合（高齢化率）は35%となり急速に少子高齢化が進行しました。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口の総人口に占める割合についても55%と2,678人減少しています。

1. 人口構成の推移

（単位：人）

区 分	H12	H17	H22	H27	H28	H29
総人口	10,959	10,131	9,004	8,248	8,098	7,910
年少人口 （15歳未満）	1,540 14%	1,285 13%	1,041 12%	818 10%	787 10%	754 10%
生産年齢人口 （15～64歳）	7,028 64%	6,167 61%	5,221 58%	4,589 56%	4,469 55%	4,350 55%
高齢者人口 （65歳以上）	2,391 22%	2,679 26%	2,742 30%	2,841 34%	2,842 35%	2,806 35%

資料：住民基本台帳・国勢調査（総務省統計局）

2. 世帯構成の推移

（単位：世帯）

区 分	H12	H17	H22	H27
世帯総数	4,523	4,291	3,968	3,752
うち、高齢者のみ	453	550	555	606
うち、高齢者ひとり暮らし	409	484	558	603
うち、ひとり親世帯	88	102	101	82
上記以外の世帯	3,573	3,155	2,754	2,461

資料：国勢調査（総務省統計局）

第2節 支援が必要な人たちの状況

本節では、地域社会から孤立しがちな地域福祉の対象と思われる人たちの状況について整理します。

1. 高齢者の状況

＜要介護（要支援）認定者数の推移＞

（単位：人）

項 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
要介護5	70	69	79	75	76	89	74
要介護4	67	65	59	45	56	51	45
要介護3	80	94	91	115	97	85	89
要介護2	117	122	129	111	98	76	91
要介護1	106	106	123	135	108	113	105
要支援2	62	61	60	74	73	69	89
要支援1	33	33	39	34	49	62	56
合 計	535	550	580	589	557	545	549
高齢者数 (65 歳以上)	2,663	2,660	2,686	2,729	2,839	2,842	2,806
認 定 率	20%	21%	22%	22%	20%	19%	20%

資料：介護保険総合データベース・住民基本台帳（各年3月31日現在）

要介護認定者は、平成23年度と平成29年度を比較すると14人増加しています。

要支援1、2及び要介護1を軽度とすると、平成29年度の軽度者数は、250人となります。要介護認定者に占める割合の45.5%で、約半数近くが軽度者となります。

2. 障がい者の状況

本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第2条で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）およびその他の心身の機能の障がいがある人（難病患者など）で、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

障がいのある人の状況として、統計的に把握できる障害者手帳所持者数等を記載します。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

（単位：人）

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
合 計		556	579	584	585	554	543	544
障がい 程度別	1 級	178	179	179	186	171	171	173
	2 級	100	107	100	90	84	79	76
	3 級	78	79	81	85	83	82	83
	4 級	117	129	141	140	137	132	132
	5 級	44	45	46	48	48	49	48
	6 級	39	40	37	36	31	30	32
障がい 種別	視覚障がい	39	39	38	36	34	34	36
	聴覚障がい等	50	53	51	48	43	42	41
	言語障がい等	4	4	5	5	6	7	6
	運動機能障がい等	345	361	354	349	334	328	326
	内部障がい	117	122	136	147	137	132	135

資料：北海道檜山振興局保健環境部

障がい程度別でみると、最重度である身体障害者手帳 1 級が最も多く、次いで 4 級となっています。

平成 29 年度では、身体障害者手帳 1 級の所持者と 2 級の所持者を合わせると 249 人で、全体の 46% を占め、重度の身体障害者手帳所持者が 4 割を超えました。障がい種別でみると、肢体不自由などの運動機能障がいのある人が最も多く、平成 29 年度では 326 人で、全体の 60% を占めています。

＜自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移＞

（単位：人）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受給者数	138	138	126	143	141	131	138

資料：北海道江差保健所（各年度 3 月 31 日現在）

＜療育手帳所持者数の推移＞

(単位：人)

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
合 計		183	179	182	191	175	174	194
年代別	18 歳未満	18	15	19	24	24	25	25
	18 歳以上	165	164	163	167	151	149	169
	内 65 歳以上		19	24	29	21	20	35
障がい 程度別	A(重度)	86	89	89	91	80	79	88
	B(中・軽度)	97	90	93	100	95	95	106

資料：北海道檜山振興局保健環境部

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

(単位：人)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
合 計	41	40	37	43	30	43	38
1 級	6	6	5	8	4	8	7
2 級	21	21	21	20	17	20	19
3 級	14	13	11	15	9	15	12

資料：北海道江差保健所

【障害者手帳所持者数】

障がいのある方は、平成29年度の各障害手帳所持者数の合計でみると776人となっています。そのうち、身体障害者手帳所持者数が544人と大半を占め、療育手帳所持者数が194人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が38人となっています。

身体障害者手帳 所持者数 (人、構成比%)	合計	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	544	173	76	83	132	48	32
療育手帳 所持者数 (人、構成比%)	合計	A	B				
	194	88	106				
精神障害者保健福祉 手帳所持者数 (人、構成比%)	合計	1 級	2 級	3 級			
	38	7	19	12			
	100%	18%	50%	32%			

3. 生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯の状況

＜生活保護受給世帯数・受給者数の推移＞

(単位：世帯、人)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受給世帯数	279	283	266	273	280	253	249
受給者数	432	428	389	391	397	350	336

資料：北海道檜山振興局保健環境部

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

(単位：人)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受給者数	135	124	113	114	111	108	102

資料：北海道檜山振興局保健環境部

父母が離婚するなどして父親または母親の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、支給される児童扶養手当の受給者数については、減少傾向にあります。

(1) 生活保護世帯

生活保護受給世帯数は、平成29年度末では249世帯となっており、平成23年度からの推移では、減少傾向にありますが「高齢世帯」の割合が高い状況です。

内 訳	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
世帯総数	279	283	266	273	280	253	249
高齢世帯	113	126	115	122	133	119	119
傷病障がい世帯	108	83	88	90	85	82	86
母子世帯	30	29	24	26	24	17	12
その他世帯	28	45	39	35	38	35	32

資料：北海道檜山振興局保健環境部

(2) ひとり親家庭世帯

ひとり親家庭世帯については、平成27年（国勢調査）で82世帯となっており、その大半を母子世帯が占めています。子育てを含む家庭生活への支援など総合的な対策が必要です。

内 訳	合 計	母子世帯	父子世帯
世帯総数	82	78	4
子どもが1人	43	41	2
子どもが2人	27	26	1
子どもが3人以上	12	11	1

資料：H27 国勢調査（総務省統計局）

4. 子どもの状況

＜保育園児数・幼稚園児数の推移＞

(単位：人)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
合 計	164	159	161	155	167	155	158
保育園児 0～5歳児	87	86	92	99	110	98	93
幼稚園児 3～5歳児	77	73	69	56	57	57	65

資料：町民福祉課（保育園児：各年4月1日現在）

（幼稚園児：各年5月1日現在）

＜児童数・生徒数の推移＞

(単位：人)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
合 計	659	604	585	574	550	521	497
小学生 1年生	73	64	49	60	52	50	52
2年生	70	66	68	49	60	53	48
3年生	86	60	67	68	49	65	51
4年生	74	83	61	66	66	48	64
5年生	67	71	82	61	59	53	51
6年生	64	63	69	80	57	60	53
小 計	434	407	396	384	343	329	319
中学生 1年生	64	59	66	69	74	51	56
2年生	79	62	58	64	70	71	51
3年生	82	76	65	57	63	70	71
小 計	225	197	189	190	207	192	178

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

第3節 地域資源の状況

本節では、地域福祉を推進していくために重要となる福祉サービスなどに関わる施設・事業所や人的な資源について整理します。

1. 福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況

江差町内に所在する「高齢者福祉・介護分野」「障がい福祉分野」「児童福祉・子育て支援分野」の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、次のとおりです。

<高齢者福祉・介護分野>

施設・事業所	個所数
養護老人ホーム	1
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
介護老人保健施設（老人保健施設）	1
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	3
訪問看護事業所	3
通所介護（デイサービス）事業所	3
通所リハビリテーション（デイケア）事業所	1
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	2
居宅介護支援事業所	5
地域包括支援センター	1

資料：健康推進課（平成30年3月31日現在）

<障がい福祉分野>

施設・事業所	個所数
施設入所支援	1
短期入所（ショートステイ）	1
共同生活援助（グループホーム）事業所	4
居宅介護事業所	3
重度訪問介護事業所	3
生活介護事業所	6
就労継続支援（B型）事業所	4
相談支援事業所	1

資料：町民福祉課（平成30年3月31日現在）

＜児童福祉・子育て支援分野＞

施設・事業所	個所数
保育所（園）	3
院内保育所	1
幼稚園	2
小学校	3
中学校	2
子育て支援センター	1
学童保育所	3
子育てサークル	3
保健センター	1

資料：町民福祉課（平成30年3月31日現在）

2. 福祉活動に関わる人的資源の状況

【町内会・自治会】

町内会・自治会は、住民にとって最も身近な地域単位であり、地域の伝統行事や地域活動を通じて、住民相互の連帯感を育む基盤です。

町内会・自治会は、地域住民が協力して、地域内の高齢者の見守りを積極的に行うなど、地域の実情に応じた様々な活動が進められています。

今後は、更に防犯・防災体制として町内会・自治会と住民相互の役割も重要となっています。

江差町内には、32の町内会・自治会があります。活動内容はそれぞれの組織によって異なりますが、住民相互の親睦を深めることのほか、より良い地域づくりのために地域の課題解決に向けた取り組み等を行っています。

＜町内会・自治会会員数の推移＞

（単位：人）

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
世帯数	2,817	3,135	3,182	3,171	3,114	3,073	3,042

資料：江差町町内会連合会（各年4月1日現在）

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ北海道知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。

任期は3年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員の中には、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員の主な活動としては、担当地域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する「社会調査活動」、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、社会福祉の制度やサービスの内容等の情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行っており、日頃から定期的に高齢者世帯や支援の必要な世帯を訪問するなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

江差町では、33名の民生委員・児童委員（うち主任児童委員2名）が活動しています。

【障がい者相談員】

障がい者相談員は、障がい（身体・知的・精神）をお持ちの方または家族の方々の相談に応じ、必要な指導、助言をしていただくことを目的に江差町が委嘱します。

任期は2年で、身体障がい者相談員1名、知的障がい者相談員1名、精神障がい者相談員1名が活動しています。

また、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員の2名は、地域相談員として北海道知事から委嘱を受けています。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、地域に根ざした福祉活動において、中核的な役割を担う団体として位置付けられています。

身近な相談機関として、日常生活自立支援事業や市民後見人制度の推進など地域福祉活動や民間活動を支援する機関として重要な役割を担います。

【社会福祉法人】

社会福祉法人は、福祉サービスの実際の提供者として、利用しやすい事業内容やサービス内容の情報の提供、サービスの質の向上、苦情対応等に取り組んでいます。

また、地域共生社会の実現に向けた地域貢献活動についても期待されております。

【老人クラブ】

江差町内には、24の老人クラブがあります。クラブ活動を通じて高齢者の健康づくり、生きがい交流活動等の取り組みを行っています。

＜老人クラブ会員数の推移＞

(単位：人)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
会員数	671	636	604	587	582	553	484

資料：江差町老人クラブ連合会（各年4月1日現在）

【高齢者事業団】

概ね60歳以上の方で、豊かな経験と能力を活かし、臨時的・短期的な仕事をする事で、生きがいや地域社会への参加を目的に活動しています。

＜高齢者事業団会員数の推移＞

(単位：人)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
会員数	38	35	31	31	32	35	32

資料：江差町（各年4月1日現在）

■第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

江差町においては、少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。

地域においても、厳しい社会経済状況の中、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となって様々な課題が生じています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、高齢者や障がいのある方、子どもたちなど、地域でともに暮らす人々が、地域を構成する一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家庭の中で、お互いに思いやり、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となります。

特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが大切となります。

本計画では、第3期江差町地域福祉計画を継承し、さらなる取り組みの充実を図ることで、町民をはじめ、町内会・自治会などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所などが、協働することにより、すべての町民がともに支え合い、安心して暮らせる地域づくりの実現をめざします。

そこで、本計画の策定にあたっては、

「だれもが ともに支え合う 住みよい地域づくり」

を基本理念とします。

第2節 計画の基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

基本目標1	利用しやすい“仕組みづくり”
-------	----------------

だれもが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域づくりをめざします。

そのためには、福祉サービスに関する情報の提供、相談支援体制の充実、福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを推進します。

基本目標2	安全・安心な“基盤づくり”
-------	---------------

だれもが安心して安全に暮らせる地域づくりをめざします。

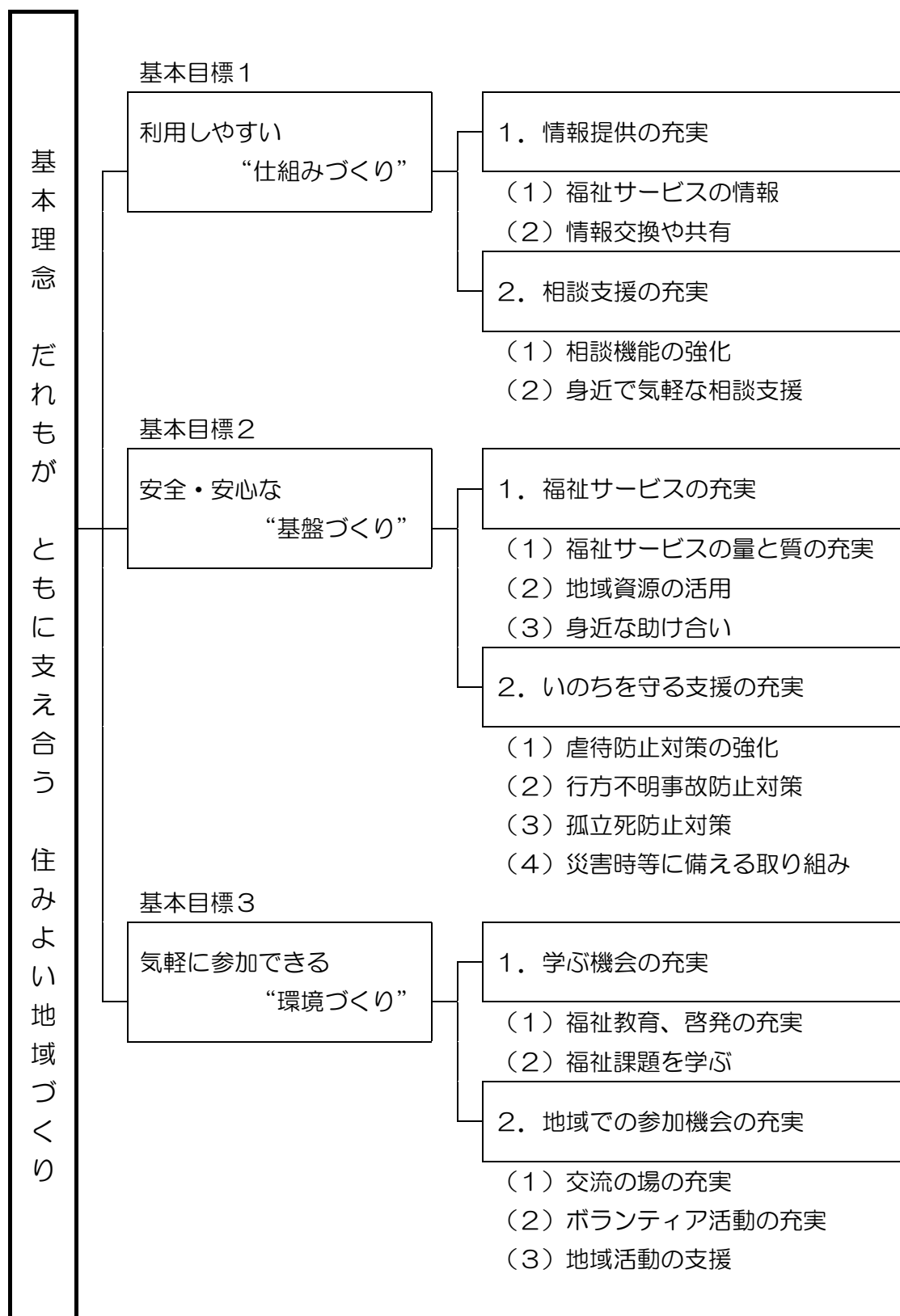
そのためには、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らし続ける基盤づくりを推進します。

基本目標3	気軽に参加できる“環境づくり”
-------	-----------------

だれもが気軽に地域福祉活動に参加できる地域づくりをめざします。

そのためには、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、参加しやすい環境づくりを推進します。

第3節 計画の体系



■第4章 取り組みと役割分担

【基本目標1】

第1節 福祉サービスを利用しやすい“仕組みづくり”

1. 情報提供の充実

(1) 福祉サービスの情報

【現状と課題】

福祉サービスに関する制度については、多様化する福祉課題の解決に向けた関連法令の制定や改正により、福祉サービスの創設や変更が目まぐるしく実施されています。

福祉サービスを必要としている人たちが、適正にサービスの利用につなげていくためにも、相談先も含め、福祉サービスに関する情報を丁寧にお知らせしていくことが重要となります。

【取組の方針】

福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、情報の入手困難な方へのきめ細かな配慮など、分かりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

●広報やパンフレットなどをよく読み、福祉サービスに関する理解を心がけます。

●必要な福祉サービスの情報を周囲に求めます。

●福祉サービスに関する説明会などに参加するよう心がけます。

＊地域みんなが取り組むこと

「共助」

■回覧板などを活用して、必要な福祉サービスの情報を伝えます。

■福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けます。

■福祉サービスに関する説明会などを地域で開催します。

■地域の組織や団体、民生委員・児童委員などによる相談支援活動に努め、福祉サービスの情報提供の機会として活用します。

■民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。

■ケアマネジャーや福祉サービス事業所は、必要な福祉サービスなどに関する情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。

＊行政が取り組むこと	「公助」
------------	------

◆広報「えさし」やホームページなどを活用し、福祉サービスの情報提供の充実を図ります。

◆福祉サービスの利用手続きなどを分かりやすくまとめたパンフレットなどを作成し、対象となる方に配布するよう努めます。また、文字を大きくしたりするなど、情報の受け手の特性に合わせた情報提供の充実を図ります。

◆地域の組織や団体、保育所、幼稚園、小中学校などを通じ、さまざまな機会を活用して、福祉サービスや制度の浸透に努めます。

◆地域包括支援センターなど、福祉サービスに関する情報提供や専門的な相談に応じる窓口を周知します。

◆民生委員・児童委員や福祉サービス事業所など、地域において相談支援に携わる人や事業所について周知します。

◆福祉サービスに関する情報を提供する窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な福祉サービスの利用につながるよう十分に配慮します。

◆情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある方には、その家族に対しても丁寧に説明するなど、各種情報が行き届くよう努めます。

【共通して取り組むべき事項】

町の福祉に係る制度やサービスの情報について、各種冊子や広報・ホームページなどの特性を生かした情報提供に努めます。

【主な事業】

「町公式ホームページの更新・作成」

「介護予防・高齢者福祉、障がい者福祉、子育てに関する情報提供」など

（２）情報交換や共有

【現状と課題】

地域において、支援が必要な人たちに関する情報を把握し共有していくことが重要です。

- ・認知症を抱える人たちのことを把握
- ・災害時等に支援が必要な人たちの状況を把握 等

【取組の方針】

地域において、住民が知り、理解しておくことが大切となる情報の交換や共有化とともに、見守り活動などの充実を図っていくうえで重要となる情報を共有していくための取り組みを推進します。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

●広報やパンフレットなどに目を通すよう心がけます。

●広報やパンフレットなどの内容について、家族で話し合います。

●地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけます。

●自分や家族の情報は、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

＊身近なつながりで取り組むこと

「互助」

■隣近所の人たちと誘い合って、情報交換の場などに参加するよう心がけます。

■自分や家族の情報や緊急時の連絡先などは、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所の人たちと伝え合うよう心がけます。

＊地域みんなが取り組むこと

「共助」

■住民が知り、理解しておくことが大切となる情報については、地域においてきちんと共有しておくために、方法を工夫しながら伝達していきます。

■地域での集まりや地域活動の行事を通じて、個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払いながら、情報の交換や共有を図るよう努めます。

■高齢者世帯や認知症高齢者、障がいのある方など、支援が必要な人たちに対する見守りなどを充実させるため、民生委員・児童委員や町内会・自治会などの間でコミュニケーション

を図り、信頼関係を深めながら、情報の共有化を図ります。

＊行政が取り組むこと

「公助」

◆各地域の活動や福祉活動、地域資源について集約するとともに、それらの状況についての情報提供に努めます。

◆町内会や自治会、民生委員・児童委員などと支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりについて、検討していきます。

【共通して取り組むべき事項】

□地域課題の解決力の強化

「介護予防・生活支援サービスの充実」「高齢者の社会参加」を推進するため、生活支援体制整備事業を充実し、生活支援コーディネーターの活動の充実と協議体の活性化を図ります。

【主な事業】

「生活支援体制整備事業」「コミュニティ活動の促進」など

2. 相談支援の充実

（１）相談機能の強化

【現状と課題】

福祉サービスを必要とする人たちに対し、丁寧な関わりを持ちながら相談支援を行い、福祉サービスの利用につないでいく取り組みを充実させていくことが重要となります。

【取組の方針】

各関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人のさまざまなニーズを適切に対応できる専門性の高い相談支援に努めるとともに、きめ細かな相談窓口での対応を推進するなど相談機能の強化を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

●困っているときには、悩みをひとりで抱え込まず、積極的に関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。

●家族が悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけます。

●広報やパンフレット、ホームページなどを利用して、各種相談窓口に関する知識を身につけます。

***身近なつながりで取り組むこと**

「互助」

■隣近所の人が福祉や介護などのことで悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。

***地域 みんなが取り組むこと**

「共助」

■生活上での不安や悩み、困りごとについて、専門的な支援が必要な場合には各種相談窓口へつなぎます。

■福祉サービス事業者は、相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを紹介し、相談者の自己選択・自己決定（意志決定）を促す相談支援を実践します。

■役場での相談をすすめるときには、具体的な相談窓口を含め、丁寧に説明するとともに、可能な範囲で説明内容を記述したものを手渡すようにします。

***行政が取り組むこと**

「公助」

◆どこに行けば相談できるのか、誰に相談できるのかを分かりやすくするため各種相談窓口をコンパクトに整理しながら周知を図ります。

◆担当する相談窓口が複数個所にまたがるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じて同行しながら支援します。

◆相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを紹介し、相談者の自己選択・自己決定（意志決定）を促す相談支援を実践します。

◆相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら問題の解決に努めます。

◆相談窓口の担当職員の知識向上のため、研修の機会を充実し、各種関係機関や団体との情報交換や連携を図ります。

【共通して取り組むべき事項】①

□複合化した地域課題を解決するための体制づくり

地域包括支援センターでの高齢者に関する相談や、相談支援センターでの障がい者（児）に関する相談支援、地域子育て支援センターでの子育てに関する相談など、各分野における専門的な相談体制を充実します。また、複合化した課題や制度の狭間となる課題については、専門性を活かした相談・解決支援体制の充実を図ります。

【主な事業】

「高齢者相談支援の推進」「障がい者相談支援の推進」「子育て総合相談支援の推進」
「生活困窮者自立支援制度の推進（相談支援との連携）」など

【共通して取り組むべき事項】②

□多様な参加と活躍の促進

生活困窮者等への就労機会の確保と就労支援の推進等により、多様な社会参加を促進します。また、ハローワーク等の関係機関と連携し、労働関連知識の啓発や就労等に関する情報提供を図ります。

【主な事業】

「生活困窮者自立支援制度の推進（就労支援との連携）」「障がい者の就労支援」など

【共通して取り組むべき事項】③

□罪を犯した者等への社会復帰支援

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、高齢者、障がい者、未成年等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする罪を犯した者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮等への支援などを提供するため、地域における立ち直り支援ネットワークの構築を検討します。

【主な事業】

「再犯防止の推進」など

（２）身近で気軽に相談支援

【現状と課題】

だれもが気軽に相談できるよう、相談支援が身近に感じられるような取り組みが必要となります。

【取組の方針】

民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人たちが、住民の身近な相談相手や気軽に相談窓口になるよう、地域における相談支援活動を推進するとともに、地域包括

支援センターや子育て支援センターなどが住民にとってより身近なものとなるよう、機能を充実させていきます。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

●家族や親せきとのつき合いを大切にします。

●困っているときには、悩みをひとりで抱え込まず、地域において相談支援に携わる人たちなどに相談します。

＊身近なつながりで取り組むこと

「互助」

■近所づき合いを大切にし、お互いに気軽に相談し合える関係を築きます。

■隣近所の人が悩みを抱え込んでいたら、民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人に気軽に話をしてみるよう声をかけ合います。

＊地域みんなが取り組むこと

「共助」

■相談活動に携わる人たちは、日頃から自分のことやその役割について、住民に知らせるよう心がけます。

■相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。

■相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます。

■相談活動に携わる人たちは、生活上での困りごとについて把握し、対応困難事例などの専門的な支援の必要性が確認できた場合には、各種相談窓口へつなぎます。

■ケアマネジャーや福祉サービス事業所は、利用者やその家族にとって身近で、かつ専門性の高い相談相手となるよう、その充実に努めます。

＊行政が取り組むこと

「公助」

◆誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、相談支援に携わる人たちのことをコンパクトに整理し、周知します。

◆地域包括支援センターなどを相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。

◆相談支援に携わる人たちの研修の機会を設け、質の向上を図ります。

【共通して取り組むべき事項】

□地域での相談支援

問題や困りごとを抱えている方の中には、それを口に出して相手に傾聴してもらうことで不安解消などにつながるケースもあります。また、在宅で介護を受けている本人だけではなく、介護者の身体的・精神的負担を緩和するための支援も重要となります。

今後、このようなケースは増加するものと推測されるため、地域住民が安心して生活できるよう地域の中での相談支援体制の充実を推進します。

平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえて、「市町村自殺対策計画」の策定に努めます。また、自殺のサインに気づき適切な対応を図るゲートキーパーの普及・育成を検討します。

【主な事業】

「民生委員・児童委員活動の推進」「地域包括支援センター（包括的支援事業）の充実」

「家族介護者支援事業」「障がい者相談員の活動支援」「保健センターの充実」

「自殺防止対策事業」など

■地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの機能をより充実させていくための取り組みを推進します。

【包括的支援事業】

□介護予防ケアマネジメント業務

□総合相談支援業務

□包括的、継続的ケアマネジメント業務

□地域ケア会議の充実

□在宅医療、介護連携の推進

＊地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの職員が、総合的、包括的な支援・援助にあたる。

地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う地域包括ケアシステムの中核機関でもある。

第2節 安全で安心な暮らしを支える“基盤づくり”

【基本目標2】

1. 福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの量と質の充実

【現状と課題】

住んでいる地域において、安心して暮らしていくため、公的な制度による福祉サービスの充実、地域における福祉や介護のサービス提供について、それぞれの個別計画（行政計画）に基づき、サービスの不足やそのことによる不安をできる限り解消、生活に困窮している方や世帯に対する支援の充実、家族介護者などの休息を確保するための支援や外出のための支援等が必要とされています。

＊個別計画（行政計画）

（高齢者福祉・介護分野）高齢者福祉計画・介護保険事業計画

（障がい者福祉分野）障がい福祉計画・障がい児福祉計画

（児童福祉・子育て支援分野）子ども・子育て支援事業計画

【取組の方針】

法や制度に定める福祉サービスについて、それを必要とする住民に対し、適切に福祉サービスを提供できる体制づくりを推進します。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

●福祉サービスを利用する際、分からないことはきちんと確認をします。

●成年後見制度や日常生活自立支援事業などの福祉サービスについての知識を身につけ、必要に応じて活用するよう心がけます。

＊地域みんなが取り組むこと

「共助」

■地域での行事などに、お互いに参加し合い、交流を深めながら、地域との信頼関係を築きます。

■福祉サービス事業所は、利用者の利益を最優先に考えた福祉サービスを提供し、その質の向上に努めます。

*行政が取り組むこと	「公助」
------------	------

◆各種福祉・介護分野の行政計画を推進することにより、福祉サービスの質や量の充実を図ります。

◆住民の福祉や介護のニーズに対応していくため、近隣町との連携を深めながら、福祉サービスの充実に努めます。

◆福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。

◆福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、利用者支援にあたり連携を強化できるような仕組みづくりを推進します。

◆福祉サービスを必要とする高齢者やその家族へのきめ細かい対応のため、地域包括支援センターなどのさらなる機能充実を図ります。

◆支援を必要とする子どもやその家族へのきめ細かい対応のため、地域子育て支援センターなどのさらなる機能充実を図ります。

◆各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑で多問題化している福祉課題の解決に努めます。

◆低所得者などの生活困窮者に対しては「生活就労サポートセンターひやま」等、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援を推進していきます。

◆福祉バスの運行にあたっては、高齢者をはじめ、住民の福祉活動の促進と社会参加の充実を図ります。

◆福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。

◆成年後見制度や日常生活自立支援事業について、分かりやすく周知・啓発し、活用の促進に努めます。

【共通して取り組むべき事項】①

□保健・医療・福祉が連携した総合的なケアマネジメントの推進

町と地域包括支援センター、医師会等と連携して在宅医療と介護の連携に関する取組を行うほか、特定健康診査・特定保健指導等の保健分野と医療機関が連携するなど、総合的なケアマネジメントの連携強化を図ります。また、安心して出産、子育てできるよう相談や情報提供の充実を図ります。

【主な事業】

「在宅医療・介護連携推進事業の推進」「国保ヘルスアップ事業等の推進」

「住民参加型在宅福祉サービスの促進」「認知症初期集中支援事業の推進」

「地域子ども・子育て支援事業の推進」など

【共通して取り組むべき事項】②

□誰もが利用しやすい権利擁護の推進

成年後見支援センター事業において各種相談や関係機関との連携、成年後見制度の利用促進を行います。

また、認知症、知的障害、精神障害などにより判断が不十分な方への権利擁護支援の担い手として、成年後見支援センターと連携した**市民後見人**の養成・支援を実施し、福祉サービスを安心して選択・利用できる体制を整備します。

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されたことから、法の趣旨を踏まえて、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に努めます。このほか、判断能力が十分でない方の権利を擁護し支援する取組や、高齢者や障がいを持つ方で、頼れる親族がない場合でも、安心して地域で暮らし続けられるように支援を行います。

【主な事業】

「成年後見制度利用支援事業（制度の普及と利用支援）の推進」

「成年後見支援センター事業の推進」など

成年後見制度の推進

「成年後見制度」は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障がいにより判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するために導入されました。

当町では、平成30年7月に「成年後見支援センター」を設置し、「成年後見制度」及び「地域福祉権利擁護事業」の積極的な推進を図ります。

（２）地域資源の活用

【現状と課題】

福祉のあり方として、地域における助け合い、支え合いによる地域福祉の推進が必要とされています。ひとり暮らしの高齢者や日中ひとりになってしまう高齢者など、地域との関わりが希薄になり、孤立しがちになってしまう人たちを見守っていく支援が大切です。

【取組の方針】

地域の人材や資源の活用を図ることで、地域社会での孤立の防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動を推進します。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

●地域における見守り活動や相談支援活動についての趣旨を理解し、可能な限り協力します。

＊身近なつながりで取り組むこと

「互助」

■隣近所で気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、地域における見守り活動や相談支援活動と協力し合います。

＊地域みんなが取り組むこと

「共助」

■民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブなどが、それぞれの特徴を活かしながら、お互いに連携を図り支援を必要とする人たちの見守り活動や相談支援活動をすすめます。

■日常生活上の困難を抱え、専門的な支援が必要な人や家族に気がついたときには、行政機関へ連絡します。

■事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報など、見守り活動に寄与するよう努めます。

■地域における福祉活動のさらなる充実を図っていくため、福祉活動の協力者の確保に努めるとともに、民生委員・児童委員などの限られた人たちに過度な負担が強いられないよう検討をすすめます。

■福祉サービス事業所は、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。

＊行政が取り組むこと

「公助」

◆地域における福祉活動を推進する際に課題となっている個人情報の取り扱いについて、混乱の是正を図るための検討（ルールづくり等）をすすめます。

◆民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブなどの連携により実施する見守り活動や相談支援活動の充実に向けた取り組みを支援します。

◆福祉施策に協働できる団体等の育成に努めます。

◆事業者と締結しているひとり暮らしの高齢者などの見守り活動に関する協定書に基づき、行っている見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう、関係者間での検討、調整を行います。

【共通して取り組むべき事項】①

□地域活動の中心となる地域組織との連携による住民活動の活性化

町内会・自治会や町内会連合会などの地域組織におけるコミュニティとの連携により、住民の生きがいや居場所づくりを創出します。

【主な事業】

「町内会・自治会活動総合交付金」「町内会連合会運営費補助」など

【共通して取り組むべき事項】②

□高齢者等の住宅確保要配慮者への支援

安心して住み続けられる住まいの確保は、地域生活の基本です。誰もが自分の望む地域で住まいを確保できるように、住まい等に関する支援や地域から孤立させない支援を行います。

【主な事業】

「居住支援の推進」「シルバーハウジング生活援助員派遣事業（L S A配置事業）」など

【共通して取り組むべき事項】③

□高齢者等の移動手段への支援

高齢者等の自立と社会活動への参加を促進するため65歳以上の方を対象に、町内を運行する路線バス運賃の半額助成を実施します。

また、通院等外出支援を目的として「外出支援サービス」と「福祉タクシー利用券の交付」を実施します。

【主な事業】

「高齢者等交通費助成事業」「高齢者等外出支援サービス事業（移送サービス）」

「福祉タクシー利用券の交付」など

【第5次江差町総合計画（後期基本計画）】P 14

（商業）

■快適な買い物環境の整備

→ 買い物しやすい環境づくり（バリアフリー対策等）の推進

【第5次江差町総合計画（後期基本計画）】P 26

（道路）

■町道の整備

→ 市街地道路のバリアフリー化（ユニバーサルデザイン）

（3）身近な助け合い

【現状と課題】

近所づき合いの希薄化に伴い、身近な隣近所の人同士による助け合いが少なくなり、ひとりでは解消や解決が難しい場合もあります。隣近所同士などの身近なつき合いの中での「互助」による助け合いが求められています。

【取組の方針】

隣近所の人たちや地域の人たちとの関わりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活するだれもが、地域社会において孤立することなく、安全で安心な暮らしとなることをめざします。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

●自分一人ではできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。

●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

●家を空けるときは声をかけるなど、近所づき合いを大切にします。

●地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけます。

＊身近なつながりで取り組むこと

「互助」

■隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

■困りごとが生じた場合には、隣近所の人同士で、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。

■ごみ出し、買い物や通院などの外出など、日常生活のちょっとしたことが十分にできず、困難を抱えている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。

＊地域 みんなが取り組むこと

「共助」

■地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。

＊行政が取り組むこと

「公助」

◆地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。

【共通して取り組むべき事項】

□介護予防や生活支援サービスの充実

生活支援コーディネーターや協議体を中心に、高齢者の生活支援・介護予防のサービスの充実や、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。また、障がいのある方が地域で安全に安心して生活できるよう、緊急相談窓口の設置など地域で支える体制づくりに取り組みます。

障がいを持つ方が高齢になっても、本人が希望する生活が続けられるように「共生型サービス」の活用も検討します。

【主な事業】

「除雪サービス事業」「生活支援体制整備事業の推進」

「障がい者を地域で支える体制づくり」「介護予防・日常生活支援総合事業」など

2. いのちを守る支援の充実

(1) 虐待防止対策の強化

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人、子ども等への虐待を防止していくためには、地域での見守りとともに、介護疲れや育児不安などを抱える人たちに寄り添いながら、丁寧な相談支援をすすめていくことが重要です。

【取組の方針】

高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待の早期発見や防止対策として、通報先や相談の体制を整え、いのちを守る支援を推進し「不幸ゼロ」のまちづくりの実現に努めます。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと	「自助」
---------------	------

●高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待問題についての理解を深めます。

●普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

＊身近なつながりで取り組むこと	「互助」
-----------------	------

■隣近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

＊地域 みんなが取り組むこと	「共助」
----------------	------

■地域での集まりや行事、保育所や幼稚園、小・中学校での保護者会などの機会を活用しながら、高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。

■高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待を防止するため、気になる家庭については、地域において相談活動に携わる人たちと隣近所の人たちが協力しながら、声かけや見守りをすすめます。

■高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待、若しくは虐待と思われる様子に気がついたときには、役場や警察、児童相談所等へ、速やかに連絡します。

■福祉サービス事業者は、福祉サービスの質の向上を図り、虐待防止に向けた取り組みをすすめます。

＊行政が取り組むこと

「公助」

◆高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待問題について学ぶ機会の充実を図ります。

◆虐待問題に対応する連絡先や相談窓口の周知と機能強化を図ります。

◆地域からの虐待に関する連絡や相談に対し、迅速に対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。

◆福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上を図り、虐待防止に向けた取り組みをすすめるよう啓発します。

◆高齢者虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、地域ケア会議などのさらなる機能充実を図ります。

◆児童虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、要保護児童対策地域協議会などのさらなる機能充実を図ります。

【共通して取り組むべき事項】

口虐待の防止と早期発見、解決への取り組み

地域に暮らす一人ひとりの尊厳を守るために、乳幼児から高齢者、障がいのある人等への虐待防止体制の強化を図るとともに、民生委員・児童委員や教育機関、児童相談所、福祉施設、警察等の関係機関との連携を充実させ、早期発見と問題解決に取り組めます。

【主な事業】

「高齢者等虐待防止対策事業」「障がい者虐待防止対策支援事業」「児童虐待防止対策事業」
「ドメスティックバイオレンス（DV）防止対策の充実」など

（２）行方不明事故防止対策の取り組み

【現状と課題】

認知症高齢者などの行方不明事故を防止するためには、地域の人たちの理解と協力による取り組みが大切です。

【取組の方針】

認知症高齢者などの行方不明などの事故防止対策を推進するため、見守り体制の充実と強化を図り、「不幸ゼロ」のまちづくりの実現に努めます。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと	「自助」
---------------	------

●認知症高齢者などの徘徊や行方不明事故などの問題についての理解を深めます。

●普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

●家族に関する情報について、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

＊身近なつながりで取り組むこと	「互助」
-----------------	------

■認知症を抱える人のことについて隣近所の人たちの間で理解し、お互いに協力し合います。

■隣近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

＊地域 みんなが取り組むこと	「共助」
----------------	------

■地域での集まりや行事などの中で、介護や認知症について学ぶ機会をつくります。

■認知症サポーター養成講座に参加するなど、地域における認知症に関する啓発活動に協力します。

■事業者は、配達などの外回りの業務時に、行動が気になる高齢者などに気がついたときには、役場や警察などに通報するよう努めます。

＊行政が取り組むこと	「公助」
------------	------

◆認知症サポーター養成講座の開催に取り組みます。

◆徘徊している認知症高齢者などへの声かけや発見した時の情報伝達などを地域と協力しながら、早期に発見する仕組みなどについて、検討をすすめます。

【共通して取り組むべき事項】

□認知症に対する理解と支援の充実

厚生労働省が推進する「認知症を正しく理解し、偏見を持たず認知症の方やその家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）」の養成と認知症に関する理解の促進に努めます。

【主な事業】

「認知症啓発事業の推進」「認知症サポーター養成講座」など

(3) 孤立死の防止対策等の取り組み

【現状と課題】

高齢者などの孤立死を防止するためには、地域の人たちの理解と協力による取り組みが必要となります。

【取組の方針】

高齢者などの孤立死防止対策を推進するため、見守り体制の充実と強化を図り「不幸ゼロ」のまちづくりの実現に努めます。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと	「自助」
---------------	------

●普段から地域でのコミュニケーションを大切にします。

●家族に関する情報について、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

＊身近なつながりで取り組むこと	「互助」
-----------------	------

■隣近所で気にかかる人がいたら、隣近所の人同士でお互いに協力しながら、見守りを心がけます。

＊地域みんなが取り組むこと	「共助」
---------------	------

■事業者は、配達などの外回りの業務時に、行動が気になる高齢者などに気がついたときには、役場や警察などに通報するよう努めます。

＊行政が取り組むこと	「公助」
------------	------

◆町内すべての高齢者世帯を対象に、見守りネットワーク体制を構築するとともに生活困窮等により孤立死に至る恐れのある世帯を早期に発見し、未然に防止するよう努めます。

◆生活困窮等により孤立死に至る恐れのある世帯に対し、そのような状況に至った要因である生活課題を解消するための福祉サービスの提供や、定期的な見守り体制を構築します。

【共通して取り組むべき事項】

□見守りネットワーク等による見守り・支え合い体制の充実

見守りネットワークの取組を周知するとともに、見守りサポーターの養成や事業協力者を拡大するなど、子ども・子育て家庭、高齢者、障がい者、生活困窮者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる体制を充実します。

また、日常生活上注意を要する方に対して、家庭用緊急通報機器を貸与（設置）し急病等の迅速・正確な救援体制と不安の解消を図ります。

【主な事業】

「見守り活動の推進（見守り支え合いネットワーク事業）」

「緊急通報システム設置事業」など

（４）災害時等に備える取り組み

【現状と課題】

東日本大震災により、自然災害に対する日常的な備えはもちろんのこと、災害発生時の迅速な要援護者への支援等の重要性が改めて認識されました。

災害発生時の避難行動を円滑にすすめるためには、避難行動の支援が必要となる人たちのことに関心を持ち、その実態などをきちんと把握し、得られた情報を地域で共有しておくこととともに、支援の役割分担の明確化や、それに基づく避難訓練などに取り組んでいくことが大切です。

【取組の方針】

災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を推進し、安全で安心な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

●災害発生時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所などを確認しておきます。

●避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。

●地域での防災や減災に関する取り組みに積極的に参加します。

＊身近なつながりで取り組むこと

「互助」

■災害発生時には、隣近所の助け合いが重要となるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。

＊地域 みんなが取り組むこと

「共助」

■防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。

■自主防災組織活動を活性化し、災害発生時に支援し合える体制を整えます。

■災害発生時、避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。

＊行政が取り組むこと

「公助」

◆避難場所や危険箇所などについて周知します。

◆自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。

◆住民の防災意識を高めるよう、防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。

◆避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。

【共通して取り組むべき事項】

□地域力を活かした防災等の安全なまちづくりの推進

日頃の防災意識の高揚や自主防災組織の育成・活動支援を充実するとともに、避難行動要支援者名簿の同意確認などを推進し、災害時に備えます。

【主な事業】

「あいさつ・声かけ活動の推進」「防災意識の啓発（防災教育の取組）」

「自主防災組織の育成」「避難行動要支援者登録制度の推進」「赤十字奉仕団の活動支援」

「防災ハザードマップの配布・活用」「災害ボランティアセンターの支援」など

【第5次江差町総合計画（後期基本計画）】P44

（防災）

■防災対策の推進

→ 高齢者世帯等の緊急連絡体制、安否確認体制の充実

災害対策の推進

平成29年度には、平成25年6月に改正された「災害対策基本法（平成26年4月施行）」及び平成28年11月に改訂された「江差町地域防災計画」と整合性を図り、従来の「江差町災害時要援護者避難支援計画」の見直し等を図り、「江差町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定しました。

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿＊の整備と活用が自治体に義務付けられ、江差町地域防災計画に記載されている避難行動要支援者に対して、順次同意確認を行っております。

また、同意を得た方の方の名簿を避難支援等関係者（消防署、警察署、自主防災組織、町内会・自治会、民生委員、社会福祉協議会）に対して提供し、平常時から地域の助け合いを通じて、災害が発生した際に“避難連絡”や“安否確認”などの支援が得られやすい“仕組みづくり”と体制整備の推進を図りました。

【今後の課題】

地域による互助・共助の体制づくりの推進と充実していく必要があるため、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画として「個別支援計画」の作成に努めます。

＜避難行動要支援者数＞

（平成30年9月現在）

区 分	対象者数
要介護3～5 認定者（施設入所者除く）	57人
身体障害者手帳 1、2 級所持者	138人
療育手帳（A判定）所持者	5人
精神保健福祉手帳 1 級所持者	1人
家庭用緊急通報機器設置者等	67人
合 計	268人

災害対策基本法第49条の10、地域防災計画

＊避難行動要支援者名簿：平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が規定されました。

第3節 気軽に参加できる“環境づくり”

【基本目標3】

1. 学ぶ機会の充実

(1) 福祉教育・啓発の充実

【現状と課題】

だれもが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざすためには、支援が必要な人たちに対する関心度を高めるとともに、理解を深めていくことが重要となります。

【取組の方針】

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、だれもが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会などの充実を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

- 人権や福祉の課題について理解を深めます。
- 人権や福祉教育に関する学習会などへ積極的に参加します。

＊地域みんなが取り組むこと

「共助」

- 地域の資源や人材を活かしながら、人権や福祉教育に関する学習会などに取り組みます。
- 子どもや親子を対象とした学びの場の充実を図っていきます。
- 学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催などに関する情報伝達の工夫に努めます。

＊行政が取り組むこと

「公助」

- ◆幼少期からの教育が重要との観点から、特に、子どもや親子を対象とした学びの場の充実を図っていきます。
- ◆各課係などで開催を予定している講演会などについて、調整の機会を設け、それぞれを関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。

【共通して取り組むべき事項】

□学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の推進

町立小・中学校における福祉教育、人権教育や道徳教育の実施などにより子どもの頃から福祉の心を育むとともに、生涯学習に関する各種講座やイベント等を開催し、一層の福祉意識の醸成やまちづくり活動への参加を促進します。

【主な事業】

「いのちの教育活動の推進」「シニア世代の学習活動の推進」

「人権・福祉に関する教育活動・啓発事業の推進」「マナーの向上に向けた啓発活動」など

（２）福祉課題を学ぶ

【現状と課題】

福祉の制度やサービスとともに、知る機会が少ない身近な生活上の福祉課題などを学んでいくことが大切です。

【取組の方針】

福祉や介護の制度やサービス、認知症の理解、障がいや障がいのある人の理解、子育て不安の解消、虐待問題についての対応など、知る機会が少ない身近な福祉問題にかかわる課題や対策などを学ぶ場や機会の充実を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと	「自助」
---------------	------

●高齢者や障がいのある人、子どもの課題について理解を深めます。

●高齢者や障がいのある人、子どもたちとふれあう機会をつくれます。

＊地域 みんなが取り組むこと	「共助」
----------------	------

■地域での集まりや地域活動、行事などの中で、福祉や介護の制度、サービスについて学ぶ機会をつくれます。

■保育所や幼稚園、小・中学校は、児童・生徒のみならず、保護者等を含め、認知症の理解、障がいや障がいのある人の理解、子育て不安の解消など、知る機会が少ない身近な福祉問題に関わる課題や対策などに関して学ぶ機会を企画し、提供に努めます。

＊行政が取り組むこと

「公助」

◆多くの住民が興味関心を持つ福祉や介護をテーマとした講演会や出前講座などを実施し、身近な福祉問題などについての理解を深める取り組みをすすめます。

【共通して取り組むべき事項】

□まちづくり活動の推進

住民の自主的な活動を促進し、地域の課題を住民の力で解決していく“仕組みづくり”に努め、まちづくり活動組織の育成を図ります。

【主な事業】

「住民参加型地域づくり事業の推進」「タウンミーティング（町内会・自治会）の充実」

「コミュニティ活動の支援」「青少年赤十字の推進」など

【地域共生社会とは？】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のこと。

【地域生活課題とは？】

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題のこと。（社会福祉法第4条第2項参照）

2. 地域での参加機会の充実

(1) 交流の場の充実

【現状と課題】

地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すための場や機会の充実を図っていくことが重要です。

【取組の方針】

社会参加を促すため、地域において孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

●可能な範囲で、外出する機会を設けるよう心がけます。

●自分や家族が興味や関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、積極的に参加するよう心がけます。

＊地域みんなが取り組むこと

「共助」

■地域にある集会所などを活用して、身近なところで、気軽に集える機会を積極的に設けます。

■高齢者と子育て家族など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができるような場の充実を図ります。

■高齢者の持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場を設け、充実を図ります。

■子育て中の親や子どもたちが交流できる子育てサークルなどを設け、充実を図ります。

■放課後や長期休暇中、子ども同士でともに遊んだり、学んだりできる交流の場を、地域にある集会所などを活用した身近なところに設けます。

■福祉サービス事業所などと協力しながら、障がいのある人同士がともに語り合い、交流を深めることができる交流の場を設け、充実を図ります。

■家族介護者や子育て家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、また、休息が取れるような交流の場を設け、充実を図ります。

＊行政が取り組むこと

「公助」

◆地域で取り組む交流の場づくりの活動を支援します。

【共通して取り組むべき事項】

□身近な地域交流拠点の充実

仲間づくりや健康づくりの拠点として、集会施設、老人福祉センターやコミュニティセンター等を地域住民の交流の場として活用を促進していきます。

【主な事業】

「生きがいデイサービス事業等の充実」「生涯学習機会の充実」

「地域コミュニティ施設等の維持管理」「地域活動支援センターの運営」

「スポーツ・レクリエーション等への参加」「子育て関連施設の充実」など

【第5次江差町総合計画（後期基本計画）】P 5～6

（農業）

■農業体験交流推進事業（農業体験型等市民農園支援）の推進

→ 健康づくりや家族のふれあいの場を提供

【第5次江差町総合計画（後期基本計画）】P 4 2

（公園）

■公園の維持管理

→ 遊具の安全性の維持、計画的な更新

（２）ボランティア活動の充実

【現状と課題】

ボランティア活動への参加を促す取り組みの充実を図っていくことが重要となります。

【取組の方針】

社会参加の機会の充実を図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりをすすめます。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

●ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。

●趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。

＊地域のみんが取り組むこと

「共助」

■地域の行事などを通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりをすすめます。

■団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。

■ボランティア活動に取り組めるよう地域集会所などを活用します。

■地域活動の充実のため、ボランティア団体の活用をすすめます。

＊行政が取り組むこと

「公助」

◆ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。

◆ボランティア活動に活用できるよう、老人福祉センターやコミュニティセンター、ふれあいセンターなどを広く開放します。

【共通して取り組むべき事項】

□ボランティア活動の促進

ボランティア活動の活性化や団体間の交流を促進するほか、地域における高齢者等の日常生活の支援が必要な方への取組の一つとして、住民活動の推進を図ります。

また、社会福祉法人による地域貢献の取組推進や共同募金等による地域福祉推進のための配分金などの活用によりボランティア活動の促進を図ります。

【主な事業】

「ボランティア活動への支援」「共同募金等の活用」

「社会福祉法人の地域社会への貢献（地域における公益的な取組）」など

（３）地域活動の支援

【現状と課題】

地域活動の活性化を図っていくとともに、地域での活動や行事については、社会参加の機会としても大切であることから、だれもが気軽に参加することができるよう工夫していくことも大切です。

【取組の方針】

社会参加の機会として、町内会や自治会、地域の各種団体などが連携を深めながら、地域活動の活性化を図るとともに、だれもが気軽に参加することができる地域活動の充実を図ります。

【具体的な取組】

＊自分や家族が取り組むこと

「自助」

- 町内会や自治会、老人クラブ、子ども会等の活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。
- 地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。
- 子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。

＊地域 みんなが取り組むこと

「共助」

- 地域の行事などを通じて、地域活動に参加しやすいきっかけづくりをすすめます。
- 町内会や自治会など地域で行われている活動や行事、また、子ども会や老人クラブなどの各種団体の意義について周知し、参加を促します。
- 地域の活動や行事については、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、年齢や障がいの有無に関わらず、多くの人たちが参加できるよう工夫します。
- 誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みをすすめます。
- 転入されてきた世帯などに対して、地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めます。
- 町内会や自治会内、小学校区内の各種団体間で交流を深め、連携を強化することで、それぞれの団体活動の活性化を図ります。

＊行政が取り組むこと

「公助」

- ◆地域活動向けの学習会や研修などの充実を図ります。
- ◆町内会や自治会など、地域で行われている活動の支援に努めます。
- ◆町内会や自治会など、加入の促進と加入の継続のために必要な対策を地域と連携して推進します。

【共通して取り組むべき事項】①

□地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と育成

地域で活動する福祉活動団体への支援と団体間の連携を促進するとともに、町民や専門職を対象とした研修や講座等を実施し、幅広い福祉人材の発掘と育成を図ります。

また、改正社会福祉法により、社会福祉法人による地域における公益的な取組が求められており、地域福祉の担い手の一つとして、社会福祉法人との連携を深める必要があります。

【主な事業】

「福祉活動団体への支援」「福祉人材育成の推進」「シニアライフ応援事業の推進」など

【共通して取り組むべき事項】②

□地域力を活かした防犯等の安全なまちづくりの推進

散歩時間を活用した防犯パトロールや、町内会・自治会や学校における防犯パトロールへの支援を行うとともに、パトロール実施団体同士の情報共有を図り、地域の防犯力強化につなげます。

【主な事業】

「あいさつ・声かけ活動の推進」「地域での防犯パトロールへの支援」

「通学路の安全対策」など

【第5次江差町総合計画（後期基本計画）】P45

（交通安全）

■交通安全対策の推進

- 高齢者社会に対応した交通安全に対する意識啓発の推進
- 交通安全マナーの向上（歩行者、自転車、車）

【第5次江差町総合計画（後期基本計画）】P45

（防犯、消費生活）

■防犯・消費者保護対策の推進

- 幼児・児童生徒への防犯教育と住民参加による防犯活動の推進
- 高齢者を狙った犯罪を防止する取組と消費相談窓口の充実

■第5章 計画の推進に向けて

第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。

住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動する町内会・自治会、老人クラブなどの団体、福祉や介護のサービス事業者・関係機関等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

1. 住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

2. 地域の組織、団体の役割

町内会・自治会、民生児童委員協議会などは、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域組織の団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけではなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、お互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動をすすめていくことが期待されます。

3. 福祉サービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じた福祉サービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、福祉サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たな福祉サービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

4. 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するにあたって、江差町社会福祉協議会との連携は欠かせません。

社会福祉協議会の主な活動は、地域の実態やニーズの把握、支援が必要な住民の把握と困難事例への対応、地域支援コーディネート等となっています。

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立った福祉サービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割が期待されています。

今後、「地域福祉実践（活動）計画」の実施に向けた取り組みをすすめていくことが、これからますます重要になってきます。

5. 行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。

それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、町の特性に配慮した福祉施策の推進に努めることが期待されています。

第2節 行政による計画の推進

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくためには、各関係機関等との連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は、各施策の進捗状況を把握し、庁内担当部署との連携を図りながら、計画及び施策の推進に努めます。

地域福祉を推進するためには、町民（地域）、関係団体や事業所、町社協、町がそれぞれの特徴やできることを活かし、それぞれの役割を果たしながら互いに連携を図ることが必要とされます。

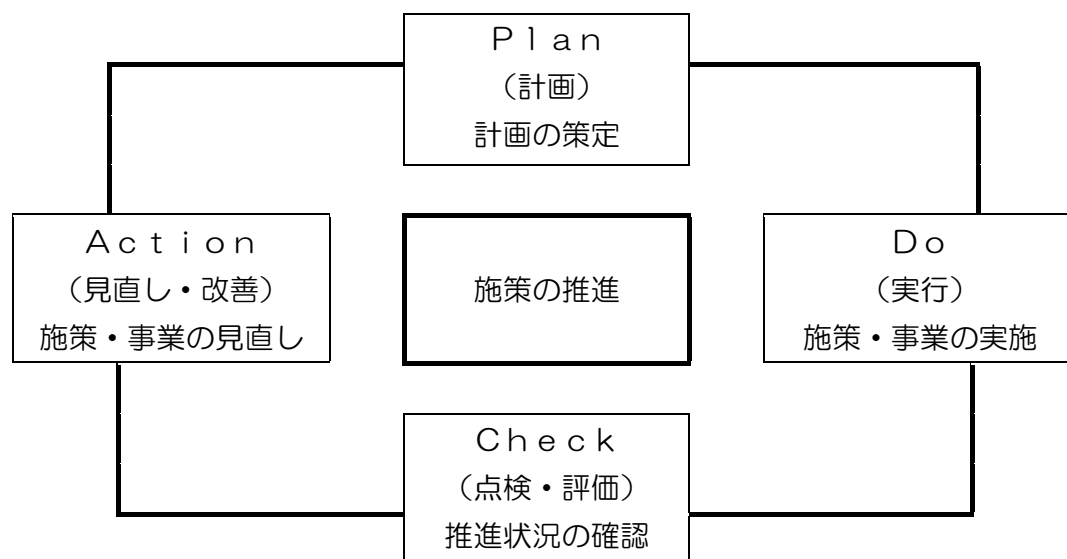
本計画の進捗状況を踏まえ、地域福祉課題の把握と計画の推進につなげます。

また、社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけ、制度のすき間にある福祉課題を解決する機能の向上を支援します。

第3節 計画の進行管理

本計画を推進していくために、PDCAサイクル〔Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）〕の理念を活用し、計画の実施状況の点検や評価を行い、必要な場合には、取り組みの内容の見直しを行っていきます。

具体的には、地域福祉計画に掲げた取り組みの推進に資するかどうかの観点から各保健・福祉分野の個別計画で示されている施策や庁内各課の事業を整理し、各課による進行管理とは別に、地域福祉推進の観点から庁内各課の施策や事業の進行管理を行い、不足している取り組みについての検討等を行っていきます。



PDCAサイクル（計画 → 実行 → 評価 → 改善）

江差町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年10月31日

要綱第9号

改正 平成28年9月30日告示第84号

改正 平成29年3月28日告示第21号

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、江差町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、江差町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 計画の策定、又は変更に関すること。
- （2） 計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- （3） 総合的な地域福祉の推進に関すること。
- （4） その他計画の策定等に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 社会福祉事業の実施に関係のある者
- （2） 社会福祉関係団体の代表者
- （3） 民生委員児童委員
- （4） 教育に関係のある者
- （5） 関係行政機関の職員

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会の議事は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

4 委員会は、会議に運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉に関する事項を所管する課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月31日から施行する。

附 則

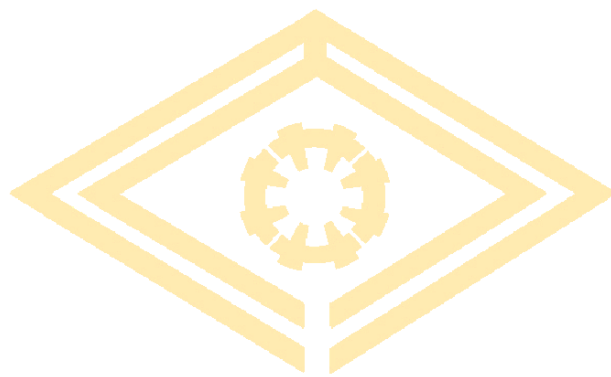
この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

【開催日】

平成28年度	第1回計画策定委員会	平成28年12月22日(木)
	第2回計画策定委員会	平成29年 1月24日(火)
	第3回計画策定委員会	平成29年 2月28日(火)
	第4回計画策定委員会	平成29年 3月28日(火)
平成29年度	第1回計画策定委員会	平成30年 3月29日(木)
平成30年度	第1回計画策定委員会	平成30年 9月28日(金)



第4期江差町地域福祉計画【平成29年度～平成33年度】
発行／平成29年3月（平成30年10月改訂）
江差町役場 町民福祉課福祉子育て係
〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町 193 番地 1
TEL (0139) 52-6720 FAX (0139) 52-5666
<http://www.hokkaido-esashi.jp/>